【6.6.4.13】韓国における商標を対象にした出願前調査

Q

自社製品（家庭用ビデオゲーム機用ソフトウェア）の商標権を韓国で取得したい。出願する前にやっておいた方が良いことはあるか？

1）調査ツールの選択

韓国における商標は、韓国の商標と韓国を指定した国際商標の 2 つがある。韓国の商標および韓国を指定する国際商標については韓国特許庁（以下、KIPO）が提供する商標データベース「KIPRIS(Korea Intellectual Property Rights Information Service)」を使って調査することができる。その他のツールとしては、国際商標出願を収録している欧州連合知的財産庁(以下、EUIPO)が提供する TMview と世界知的所有権機関(以下、WIPO)が提供する Global Brand Database がある。KIPRIS には商品・役務の類似範囲を示す類似群コードが各商標に付与されており、効率的な調査が可能であることなどから、今回は KIPRIS を利用した事例を紹介する。

2）検索事例

KIPRIS の検索画面は下記 URL から接続することができる。

http://engdtj.kipris.or.kr/engdtj/searchLogina.do?method=loginTM

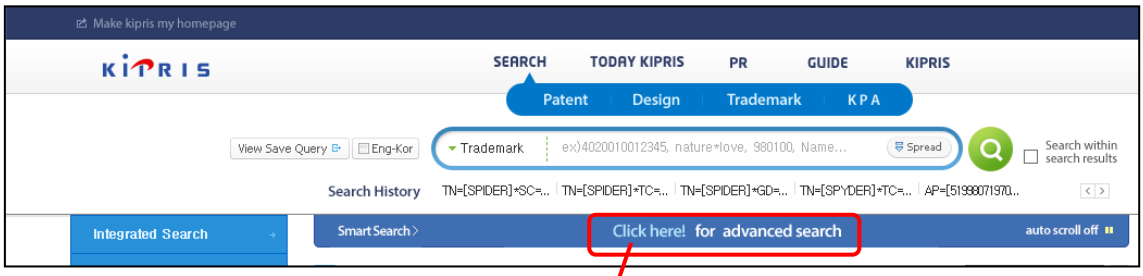

商標、番号、名義、分類、類似群コードなど様々な検索項目の組み合わせ検索が可能なので、基本的にはこちらを使う(advanced search)

◆調査目的および調査対象

調査対象例として下記の製品名、製品および出願予定地域を設定した。

出願予定商標名：e-friends

販売予定製品：家庭用ビデオゲーム機用ソフトウェア

出願予定国および地域：韓国

◆予備検索・準備編

商標調査を行う前にあらかじめ、該当する国際分類（ニース分類）の特定を行う。

商標分類の特定

例えば、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム　J-PlatPat」を利用して、国際分類（ニース分類）を特定することができる。

https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage

商標のタブの中にある「６．　商標・役務名検索」を選択し、商品・役務名の入力欄に【家庭用ビデオゲーム機用ソフトウェア】と入力し検索を実行する。

検索結果一覧

国際分類第11-2017版から 「**家庭用ビデオゲーム機**」が含まれる検索結果　3件中 1から 3件を表示

項番	区分			商品・役務名（日本語）	商品・役務名（英語）
1	09	審	2004-027072	家庭用ビデオゲーム機用ゲームソフトウェア	
2	09	審	2004-018170	家庭用ビデオゲーム機用プログラムを記憶させたメモリーカートリッジ	
3	35	審	2007-043065	家庭用ビデオゲーム機用及び携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のゲームソフトウェアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供	

「家庭用ビデオゲーム機用ソフトウェア」は区分９（国際分類（ニース分類）９類）であることがわかった。

国際分類（ニース分類）の定義の詳細については日本国特許庁の以下の資料より参照できる。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/kokusai_bunrui_10-2016/all.pdf

◆実践編

検索対象の国際分類（ニース分類）を特定することができたので、さらに類似群コードを特定し、その後韓国を対象とした商標検索を行う。

＜類似群コードの特定＞

前述のKIPRISにアクセスし、「Advanced search」をクリックすると、以下のような検索画面が表示される。

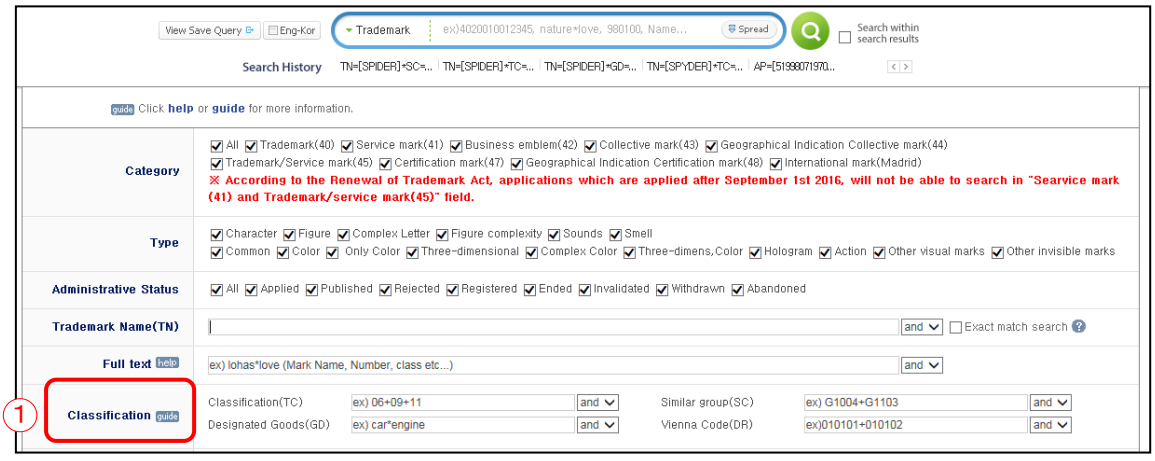

① の「Classification」部分の「guide」アイコンをクリックし、② の「Similar group」を選択する。

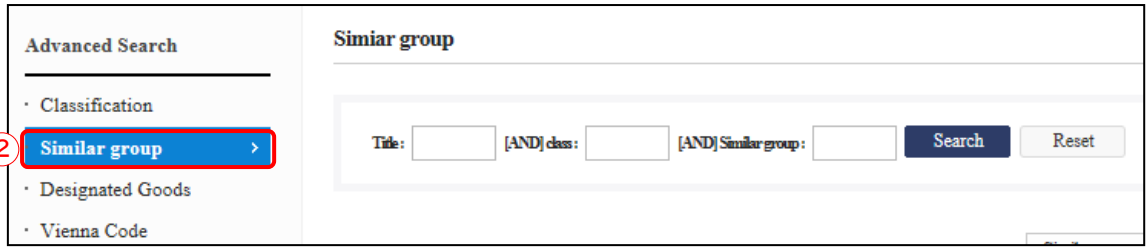

③ の Title に【video game】と入力する。④ の class に国際分類（ニース分類）の【9】を入力し、「Search」アイコンをクリックすると、上記の様に、「video game」を商品・役務に含む商品・役務記載例が類似群コード(Similar group code)とともに表示される。

本件の場合は、「Video games software」の類似群コードは「G390802」であることが分かった。
検索対象のニース国際分類と類似群コードを特定することができたので、実際に商標検索を行う。

＜国際分類（ニース分類）および類似群コードを使った検索＞
前述のKIPRISにアクセスし、「Advanced search」をクリックすると、以下のような検索画面が表示されるので、⑤ の Trademark Name(TM)に【e-friends】を入力する。

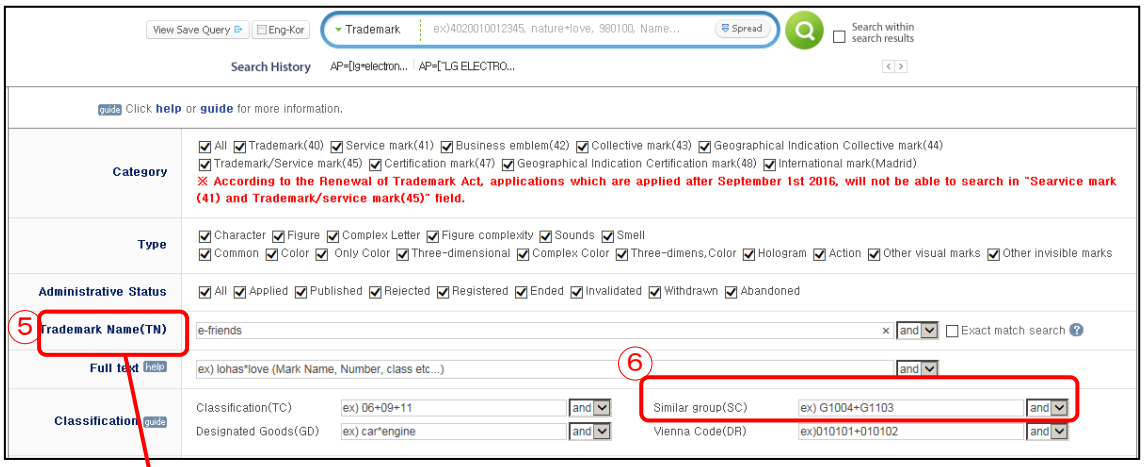

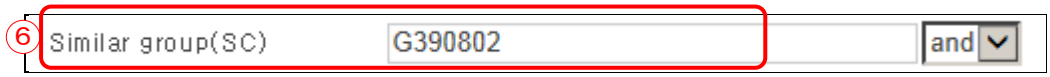

⑥ の Classification の Similar group(SC)に類似群コード【G390802】を入力し Search アイコンをクリックする。

HIT した商標を確認をしていったところ、以下の商標を発見した。

商標名をクリックすると詳細な情報が表示される。

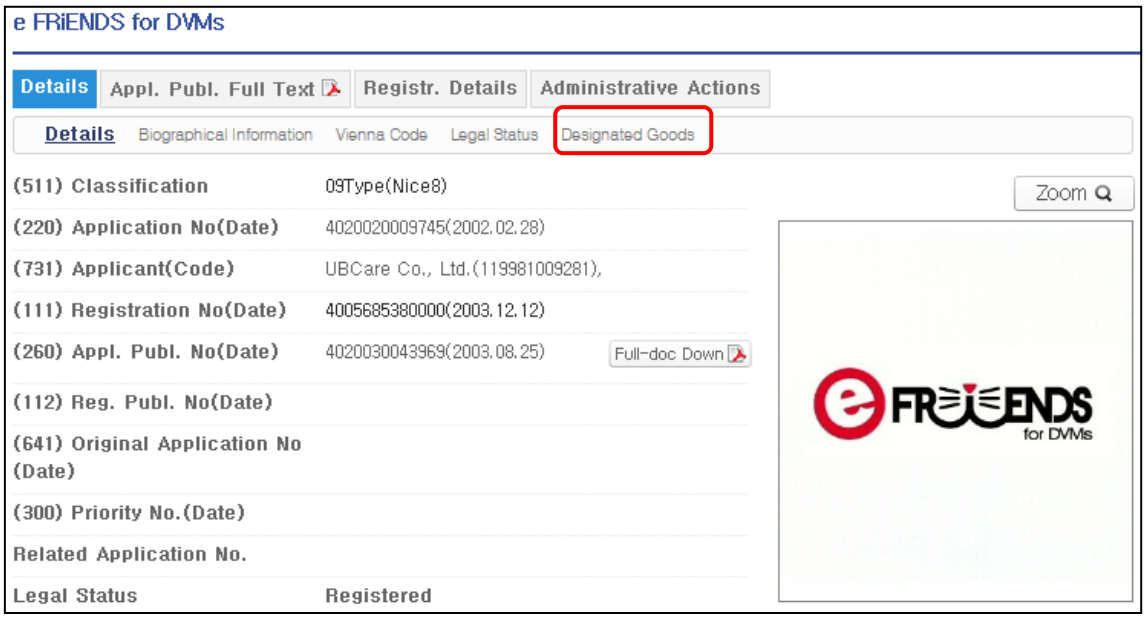

この画面の右上にある「Designated Goods」をクリックすると指定商品を確認することができる。

国際登録出願の商標は、英文にて商品・役務記載が確認できるが、韓国への直接出願の商標は韓国語での記載となる。そこで、テキスト情報を無料翻訳サイトなどを利用して翻訳すると「記録されたコンピュータプログラム」であることがわかった。

このように、発見した商標は「記録されたコンピュータプログラム」を指定していることから、検討している商標出願の障害となる可能性があることがわかった。

◆まとめ

KIPRIS では、商品・役務の類似範囲を示す類似群コードが各商標に付与されているので、これを検索時に利用することで効率的に調査することができ、また HIT した商標に付与されている類似群コードを確認することで、簡単に商品・役務の類似関係の判断ができる。

一般的に、同一または類似性の高い商標かつ指定商品の範囲が同一または類似している商標がすでに登録されている場合、その商標を登録できない可能性がある。その場合には出願予定商標を変更するなどの対応を検討する必要がある。登録の可能性や使用する際のリスクなどについては、専門家のアドバイスを求めることが薦められる。

Point

KIPRIS では商品・役務の類似範囲を示す類似群コードが各商標に付与されているので、これを利用することで効率的に調査することができる。